

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月22日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第4号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の41の2の項中「広島市南区南蟹屋二丁目661番12先」を「広島市南区大州四丁目405番2先」に改め、同表の50の項中「福山市新涯町二丁目33番先」を「福山市南手城町四丁目1180番1先」に改め、同表の50の2の項を削り、同表の69の5の項中「広島市南区東駅町624番6先」を「広島市南区西蟹屋二丁目846番8先」に改め、同項を同表の69の6の項とし、同表の69の4の項の次に次のように加える。

69の5	広島市道南1区矢賀 大州線	広島市南区大州五丁目410番5先から 広島市南区大州五丁目410番1先まで
------	------------------	--

別表第2の130の項の次に次のように加える。

131	福山市道福山駅箕沖 幹線	福山市箕沖町130番先から 福山市箕沖町112番2先まで
-----	-----------------	---------------------------------

附 則

この公安委員会規則は、令和元年7月31日から施行する。